

会社法上の親子会社の定義

Q & A

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ6

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法では、「親会社」、「子会社」の定義が、現行の商法と変更されるとの話がある。

しかしながら、どの程度の変更となるのかは、まだ出ていない法務省令を待たなければならないのが現状である。

そこで、ここでは、変更の方向性などを探る。

< 質問一覧 >

Q1 会社法では、「親会社」、「子会社」の定義はどのようになりましたか？

Q2 会社法上の「親会社」、「子会社」の定義のうち、法務省令に委ねられた部分については、どのような方向で、規定されるのでしょうか？

Q3 法務省令は、いつごろ出るのですか？

Q4 会社法上の「親会社」、「子会社」の定義が変更されることにより、影響が出るとしたら、どのようなところでしょうか？

Q5 会社法上の「親会社」、「子会社」の定義について、他にもレポートはありますか？

Q 1

会社法では、「親会社」、「子会社」の定義はどのようになりましたか？

A 1

会社法では、「親会社」、「子会社」を次のように規定しています。

親会社	株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として <u>法務省令</u> で定めるものをいう (会社法 2 条 4 号)
子会社	会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として <u>法務省令</u> で定めるものをいう (会社法 2 条 3 号)

会社法で直接規定されている前記の定義を見てわかるとおり、会社法上、ある会社が自社の「親会社」もしくは「子会社」であるかを判断するためには、**法務省令を見る必要があります**。

しかしながら、執筆段階では、まだ、この法務省令は出ていません。

Q 2

会社法上の「親会社」、「子会社」の定義のうち、法務省令に委ねられた部分については、どのような方向で、規定されるのでしょうか？

A 2

法務省令が出るまではわからないというのが本当のところです。

しかしながら、最近刊行された、法務省立案担当官による書籍等の中で、その方向性が明らかになってきております。

法務省立案担当官による書籍等としては、例えば、次のものがあります。

< 書籍 >

相澤哲（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 新・会社法」（2005 年、株式会社商事法務）の 75～76 ページ

< 雑誌記事 >

相澤哲（法務省大臣官房参事官）他著「新会社法の解説(2)『会社法総則・株式会社の設立』」（旬刊商事法務 No.1738〔2005.7.25〕の 4～13 ページ〔特に 6～7 ページ〕）

「座談会『会社法』制定までの経緯と新会社法の読み方」（旬刊商事法務 No.1739 [2005.8.5]、6～34 ページ〔特に 24 ページ〕）

前記 ~ の書籍等の記述から、会社法上の「親会社」、「子会社」の定義につき、法務省令でどのように規定されるかについては、次のような方向性が読み取れます。

(1) 株式会社以外の法人も含む

(2) 議決権の過半数という形式基準（現行商法の基準）ではなく、実質的に支配しているか否かという基準により判断する

なお、この「(2)」につき、 の雑誌記事において、法務省大臣官房参事官の相澤哲氏は次のように発言されています。

その点は、実質支配基準を取るということで、法制審議会会社法（現代化関係）部会でもご了解いただいていた内容です。証券取引法の上の連結概念と完全に一致させるということは今から確約すべきものでもないですけども、おそらく同様のものになるだろうということです。

従いまして、会社法上の「親会社」、「子会社」の定義は、現行商法の定義から、変更されることになりそうです。

Q 3

法務省令は、いつごろ出るのですか？

A 3

「法務省令」がいつごろ出る予定であるかについては、Q 2 で掲げた、 の雑誌記事において、法務省大臣官房参事官の相澤哲氏は次のように発言されています。

施行（筆者注：会社法の施行時期）については、来年の定時総会の集中期に間に合うように、来年の五月の早い時期を目処としたいと思います。

政省令（筆者注：Q 1～2 で話題にした法務省令を含む）につきましては、そのタイム・スケジュールを前提にして、年内に公布したと思っています。できるだけ早くパブリック・コメントに付したいと思っています。

つまり、早ければ、法務省令は、今年中（平成 17 年中）に出る可能性があるということです。

Q 4

会社法上の「親会社」、「子会社」の定義が変更されることにより、影響が出るとしたら、どのようなところでしょうか？

A 4

例えば、次のところに影響が出てくるかもしれません。

- 1) **社外取締役の要件**（会社法 2 条 15 号〔現行商法 188 条 2 項 7 号の 2〕）
例えば、過去に子会社の業務担当取締役や使用人であった人は、社外取締役になれない。
- 2) **子会社による親会社株式の取得の禁止**（会社法 135 条〔現行商法 211 条の 2〕）
子会社は、原則として、親会社株式の取得が禁止されている。
- 3) **監査役の子会社調査権**（会社法 381 条 3 項〔現行商法 274 条の 3、現行商法特例法 19 条の 3〕）
監査役は子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務・財産の状況を調査することができる。
- 4) **監査委員による子会社調査権**（会社法 405 条 2 項〔現行商法特例法^{（注）} 21 条の 10 第 2 項〕）
監査委員は子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務・財産の状況を調査することができる。
- 5) **会計監査人の子会社調査権**（会社法 396 条 3 項〔現行商法特例法 7 条 3 項〕）
会計監査人は子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務・財産の状況を調査することができる。

（注）商法特例法とは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」のこと。

Q 5

会社法上の「親会社」、「子会社」の定義について、他にもレポートはありますか？

A 5

次のようなレポートがあります。

- ・「新生『会社法』の気になる用語 Q & A (1)」（横山淳、2005.6.30 作成）
- ・「会社法案の概略 ～方針、会社類型、用語 ～会社法案の概略シリーズ 2～」（堀内勇世、2005.5.27 作成）